

浴風会病院 医療安全管理指針

1 基本理念

浴風会当院の運営理念である「患者さん本位の医療の推進」を実現するために、医療安全管理体制を確立し、リスクマネジメント活動を充実・強化する。

なお、当院の医療安全に係る取り組みは、医療安全管理規定に基づき実施する。

2 委員会、その他組織

当院における医療安全対策を推進するため、以下の委員会等を設置する。なお、詳細は別途要綱で定めるものとする。

- (1) 医療安全管理委員会
- (2) 医療安全対策室及び医療安全対策室会議
- (3) 専任リスクマネジャー及び各部門医療安全推進担当者
- (4) 医療事故調査委員会
- (5) 患者相談窓口

3 医療安全管理のための職員研修について

- (1) 年2回程度、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を実施する。
また、必要があると認めるときは、その都度研修を実施するものとする。
- (2) 研修を実施したときは、その概要を記録するものとする。

4 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策

- (1) インシデント・アクシデント・レポート実施要綱に基づき実施する。
- (2) 報告内容の検討や改善策の策定等については、2で定めた委員会等において行うものとする。

5 事故発生時の対応

医療事故予防マニュアルに基づき対応するものとする。なおレベル分類がレベル4以上もしくは医療従事者が予想しなかった悪い結果が患者に起こった事象は、速やかに医療安全対策室長に報告するものとする。報告を受けた医療安全対策室室長は必要に応じて、病院管理者に報告するとともに医療安全管理委員会に報告し、医療事故調査委員会立ち上げの必要性やその後の対応について審議する。

6 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者さんやその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

7 患者からの相談への対応

診療等に関する患者からの相談に対しては、誠実に対応し、必要に応じて主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

8 その他

本指針は、必要に応じて医療安全対策室において見直し、医療安全管理委員会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この指針は、令和3年10月1日から施行する。